# 世界子供白書2007

# THE STATE OF THE WORLD'S CHILDREN 2007

2007年世界子供白書

2007年3月12日発行

著 : ユニセフ (国連児童基金)

訳:財団法人日本ユニセフ協会広報室

監 修:平野裕二

発 行:財団法人日本ユニセフ協会(ユニセフ日本委員会)

〒108-8607 東京都港区高輪4-6-12 ユニセフハウス 電話 03-5789-2016 ファクス 03-5789-2036

Website: www.unicef.or.jp

© ユニセフ (国際連合児童基金)、2006

印 刷:(株)第一印刷所

The State of the World's Children 2007

© United Nations Children's Fund (UNICEF), 2006
UNICEF, UNICEF House, 3 UN Plaza,

New York, NY 10017, USA Website: www.unicef.org この白書はユニセフ(国連児童基金)が2006年12月に発表し、 平野裕二氏と(財)日本ユニセフ協会広報室が監修・翻訳した ものです。

本書の無断転載・複製はお断りいたします。

転載をご希望の場合は(財)日本ユニセフ協会広報室にお尋ね ください。

この白書は再生紙を使用しています。

表紙写真: © UNICEF/HQ95-0980/Shehzad Noorani

### 謝辞

本白書は、有益なコメントやその他の貢献を行ってくれたユニセフ内外の多くの人々からの助言と寄与なくして製作することはできなかった。重要な貢献を行ってくれたのは以下の国・地域のユニセフ現地事務所である(英語名のアルファベット順): バングラデシュ、ボリビア、ブラジル、中国、ガンビア、インド、イラン、ジャマイカ、ヨルダン、マダガスカル、モンテネグロ、モザンビーク、ネパール、ニカラグア、パプアニューギニア、セルビア、スリランカ、タジキスタン、ウガンダ、ウズベキスタン、ジンバブエ。ユニセフ本部の計画部・政策企画部・国連渉外部・広報部、各ユニセフ地域事務所、イノチェンティ研究センターからも情報・意見が寄せられた。

カシミラ・ロドリケス・ロメロ氏(ボリビア法務大臣)の特別寄稿に心から謝意を表する。

#### 編集部

Patricia Moccia (編集長); David Anthony (編集担当); Allyson Alert; Chris Brazier; Christine Dinsmore; Hirut Gebre-Egziabher; Emily Goodman; Paulina Gruszczynski; Tamar Hahn; Pamela Knight; Amy Lai; Catherine Langevin-Falcon; Jodi Liss; Najwa Mekki; Lorna O' Hanlon; Catherine Rutgers

#### 統計表

Tessa Wardlaw (政策企画部統計情報課長); Priscilla Akwara; Claudia Cappa; Friedrich Huebler; Rouslan Karimov; Edilberto Loaiza; Nyein Nyein Lwin; Mary Mahy; Maryanne Neill; Ngagne Diakhate; Khin Wityee Oo; Emily White Johansson

#### デザイン・版下作成

Prographics, Inc.

#### 運営委員会

Rima Salah (委員長); Gordon Alexander; Maie Ayoub von Kohl; Liza Barrie; Wivina Belmonte; Samuel Bickel; Susan Bissell; Mark Hereward; Eva Jespersen; Afshan Khan; Gabriele Koehler; Erma Manoncourt; Peter Mason; Sidya Ould El-Hadj; David Parker; Mahesh Patel; Marie-Pierre Poirier; Dorothy Rozga; Fabio Sabatini; Christian Schneider; Susana Sottoli; Yves Willemot; Alexandre Zouev

#### 調査と方針ガイダンス

Elizabeth Gibbons(政策企画部国際政策課長); David Stewart(国際政策課上級政策顧問); Raluca Eddon; Ticiana Maloney; Annalisa Orlandi; Kate Rogers

#### 製作・頒布

Jaclyn Tierney(製作担当); Edward Ying, Jr.; Germain Ake; Eki Kairupan; Farid Rashid; Elias Salem

#### **塞**班 章尺

フランス語版: Marc Chalamet スペイン語版: Carlos Perellón

#### 写真調査

Allison Scott: Susan Markisz

#### 印刷

Gist and Herlin Press

#### 外部諮問委員会

Anne Marie Goetz; Edmund Fitzgerald; Geeta Rao Gupta; Kareen Jabre; Sir Richard Jolly; Azza M. Karam; Elizabeth M. King; Laura Laski; Joyce Malombe; Carolyn Miller; Agnes Quisumbing; Gustav Ranis

#### バックグラウンド・ペーパー

Lori Beaman, Esther Duflo, Rohini Pande and Petia Topalova; Elizabeth Powley; Sylvia Chant; Leslie A. Schwindt-Bayer





# 目次

	_		
士	-	413	ⅎ
4	^	//	~

国連事務総長	v
アン・M・ベネマン ユニセフ事務局長	vi
第1章	1
第2章	17
第3章	37
第4章	51
第5章	69
出典・参考文献等	88
統計	98
データについての一般的留意事項	99
5歳未満児死亡率の順位	101
1 . 基本統計	102
2. 栄養指標	106
3. 保健指標	110
4. HIV/エイズ指標	114
5. 教育指標	118
6. 人口統計指標	122
7. 経済指標	126
8. 女性指標	130
9. 子どもの保護指標	134
表中の国の分類	136
人間開発の進展を測る	137
10. 前進の速度	138
用語解説	142
ユニセフ本部と地域事務所	144

生涯	ネル Eを通 : ンタ	iして	〔見ら 〕別	れ?	<b>3</b>				4
			地域に 割と						8
义	表								
1.1	り女	子の	開発送 ) ほう とが	゙ゕ゙	中等	教育	すを	受り	t E
1.2	地域	はにっ	ける はる 場所	建し、	こる	そあ	るも	の	の.
1.3	女性しない	は老 すい 知識	↓南の もい男 いの ( は若	!性 こ、 !い!	より HIV 男性。	も F に関 より:	ⅡV ]す 少な	に思るい	以 括
1.4	産の	4件	女性 ‡に 1 注し	件	以上	が後	後発	開多	Éź
1.5	ためセス	の保が制	と亡済 :健ケ リ限さ	ア・	サーてい	-ビニ	スヘ	の7 と   §	でな

## 1 平等を求めて2 家庭における平等

要約16
パネル
家庭における子どもへの暴力24
おばあちゃんと HIV/エイズ30
中部・東部ヨーロッパと ガンビアのマザー・センター34
図表
2.1 多くの夫が、妻の健康に関する意 思決定を自分ひとりで行っている 18
2.2 多くの夫が、日々の家計支出に関する意志決定を自分ひとりで行っている19
2.3 多くの夫が、友人や親類宅への訪問に関する意思決定を自分ひとりで行っている20
2.4 開発途上国の低体重児(5歳未満) 23
2.5 近年改善は見られるものの、女性 の識字率は全体として男性よりも 低い

# 女性と子ども

# ジェンダーの平等がもたらす二重の恩恵







### 3 雇用における平等

<b>要約</b> 36	3
<b>パネル</b> 女性が働くと女子は学校に行けなくな 3?41	: 
t進工業国における「家族にやさしい <sub>」</sub> 戦場の影響46	
記童労働: 女子が受ける影響は男子と 異なるか?48	
☑表	
3.1 途上国では女性のほうが男性より 長時間働いている38	
3.2 女性の名目賃金は男性よりはるか に低い40	
3.3 女性の推定所得は男性よりはるか に低い41	
3.4 ラテンアメリカの土地所有におけ る大きな男女格差42	
3.5 開発途上国では、多くの女性がイ ンフォーマル部門で働いている 44	

# 4 政治と政府における平等

亜幼

<b>3</b> 4 / P ,	• • • • • • • • • • • • • • • • • • • •	•••••	•••••			•••••	50
パネ	ル						
女性。	と政	治:	現実と	神話.			54
女性?	グル· 			的変化 			
女性。	とダ	ルフ	ール和	平協足	È		62
仲介ā				員とし			63
義とし	ハう カシ	名の ミラ	希望 ・ロト	-どもに ゛リゲ <sup>ン</sup>	ス・ロ	ノロ	
•	•••••						00
図表	ŧ						
				ニュ- 状況.			
). (:	過半 まう	数のが政	人々 t 治的!	たほる が「女 リーダ 	性より ーに[	り男性	して い
4.3 🕏	女性	の国記	攺参加	(地域	或別).		56
4.4 晶	義会 	・政		女性0			58

# 5 ジェンダーの平等 がもたらす二重の 恩恵を受け取る

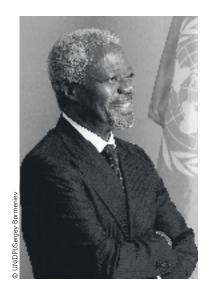
パネル
女子教育のためのパートナーシップ 70
70
ジェンダーに配慮した予算を通じて、 女性のエンパワーメントに対する政府 の姿勢を監視する74
政治議題における子どもの権利とジェ ンダーの平等の位置づけを高めるため のパートナーシップ76
クォータ制:「フリーサイズ」の制度はない79
途上国で広がる、コミュニティを基盤 とする取り組みへの女性参加82
「プログラム H」: ジェンダーに関する 固定的な見方に挑み、人々の姿勢を変 える(ブラジル、そのほかの国々)84
妊産婦死亡率の推計値改善に向けた パートナーシップ86
図表
5.1 女性議員が多い国の大半はクォータ制を導入している78

女性議員が多い国では、 制の導入率も高い	

5.3 多くの国では主要な指標に関する 男女別データが存在しない........85

### 国連事務総長からのメッセージ

ジェンダー差別の根絶と女性のエンパワーメントは、今日の世界が直面している最重要課題のひとつである。女性が健康 に過ごし、十分な教育を受け、人生で与えられる機会を自由に選ぶことができるならば、子どもたちは健やかに育ち、国々 は繁栄し、女性と子どもに二重の恩恵がもたらされる。



「女子に対するあらゆる形態の差別の撤廃に関する条約(女子差別撤廃条約)」が採択されてから27年。その間、女性の前進のために多くのことが成し遂げられた。しかし、ミレニアム開発目標の達成に必要な水準にははるかに達していない。ジェンダーの平等が達成されない限り、持続可能な開発はありえない。人類の半数を占める人々を差別し続けながら目標を達成することは、不可能なのである。

研究に次ぐ研究が明らかにしているように、女性のエンパワーメントほど有効な開発手段はない。経済的生産性を向上させ、子どもや妊産婦の死亡率を削減するにあたって、これほど効果の期待できる政策はない。栄養状態の改善、またHIV/エイズの予防を含む健康増進の面で、これ以上確実な政策もない。次世代の教育機会を向上させる上で、これほど強力な政策もない。逆に言えば、女性に対する差別は、その女性の年齢が何歳であれ、世界の子どもたち――その半数を占める女子だけでなく、男子も含む全員――から、持って生まれた可能性を最大限に発揮する機会を奪うことになるのである。これは、ユニセフの使命の核心――すべての子どもの権利の保護――に関わる問題である。

国連事務総長を務めた10年間、私は、子どもの命、ニーズ、権利にもっと着目するよう世界に訴えるユニセフのために力添えできたことを誇りに思う。ユニセフが過去10年間に取り組んできた諸問題の中で、女性の権利の問題ほどユニセフの使命の中核に近いものはない。

コフィ・アナン 国連事務総長

### まえがき

『世界子供白書2007』は世界中の女性の生活をテーマとしている。その理由はいたって簡単で、ジェンダーの平等と子どもの福祉は密接に結びついているからである。女性がエンパワーメントを果たし、その才能を十分に開花させて生産的な生活を送れるようになれば、子どもも健やかに育つ。ユニセフのこれまでの経験が示すように、その逆もまた真である。すなわち、女性が社会の中で平等の機会を奪われると、子どもたちも被害を受ける。

ミレニアム開発目標3―ジェンダーの平等の推進と女性の地位向上(エンパワーメント)――に向かって各国が努力すれば、そこから、女性と子ども双方の生活向上という二重の恩恵がもたらされるはずである。ここである国の努力はまた、そのほかのするである。されるはずである。ことになろう。は標の達成にも寄与することになろう。なりでは、資極の実現、HIV/エイズ、マラリア、その他の疾病の蔓延防止、環境の持続可能性の確保、開発のための新しく革新的なパートナーシップの推進に至る諸目標である。



ジェンダーの平等を実現するという国際社会の決意にも関わらず、差別、ディスエンパワーメント(力を奪われ、または発揮できない状態に置かれること)、貧困のために、世界中の何百万人もの女性や女子が困難な生活を余儀なくされている。本白書では、いまなお残る多くの課題が明らかにされている。女性と女子は、人口比に照らしてはるかに大きな規模でエイズの影響を受けている。児童婚を強要される女子も多く、15歳になる前に結婚させられる女子もいる。多くの国々では、妊産婦死亡率が依然として弁解の余地がないほど高い。また、ほとんどの場所で、女性は男性と同じ仕事をしながら男性より少ない報酬しか得ていない。さらには、世界中で何百万人もの女性と女子が身体的・性的暴力に苦しみ、公正な裁判や保護もほとんど受けられない状態に置かれている。

宣言、条約、目標だけでは十分ではない。言葉の領域から具体的行動の領域へと、断固とした決意で踏み出す必要がある。この白書でも明らかになるように、教育を受け、政治に参加し、経済的に自立し、ジェンダーにもとづく暴力や差別から守られる平等な機会を女性と女子が得られるようになれば、その日こそ、ジェンダーの平等の誓いが実現し、子どもにふさわしい世界を創るというユニセフの使命が果たされる日となるのである。

アン・M・ベネマン ユニセフ事務局長